

教育研究環境に関する方針

1. 目的

本学の理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動が適切な環境で行われるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を定めます。

2. 校舎・施設・設備の整備

学生の学習および教員の教育研究活動を推進するために、倉敷市公共施設等総合管理計画等に基づき、校地、校舎、施設及び設備の維持管理、安全性の確保、利便性および衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努めます。

3. ICT 環境の整備

教育研究活動を支援するため、安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネットワーク等の環境基盤整備および運用体制を整備するとともに、その活用を促進します。また、「倉敷市立短期大学情報セキュリティポリシー」等の諸規程に基づき、情報の保全および管理を行うとともに、情報環境を利用する大学構成員への情報倫理の周知を図ります。

4. 図書館および学術情報サービスの整備

図書館は、教育研究活動を支援するため、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の体系的・計画的な収集、蓄積、提供に努め、学術情報基盤としての大学図書館の機能強化、学術情報サービスの充実を図ります。また、教育、研究および学習の多様なニーズに応えるために、専門的能力のある職員を配置するとともに、情報環境、開館時間、座席数および閲覧エリア等の利用環境を整備し、利用者に配慮した図書館利用環境の向上に努めます。

5. 教員の教育・研究等環境の整備

教員が教育・研究を行うのに適した講義室や演習室、実験室、準備室等の教育施設・設備を計画的に整備します。また、個人研究室を確保し、個人研究費や共同研究費を規程に基づいて支給するとともに、教員としての研修に専念するための研修日を設けます。

6. 研究倫理の遵守

研究倫理については、関係法令・ガイドラインを踏まえた「倉敷市立短期大学における研究活動に関わる不正行為への対応に関する規程」等の各種規程・コンプライアンス体制を整備するとともに、教員の資質向上の一環として、定期的な研修等を通じた全学的な意識の浸透に努めます。

(第1165回(令和5年度第11回)教授会)